

閉会中（休会中）の質問に対する回答について

回答日：令和2年6月15日

回答者：横須賀市長 上地 克明

議会基本条例第19条第1項の規定による大村 洋子議員の質問について、同条例第2項により次のとおり回答します。

【回答】

質問1-(1)

市民の皆さんの命を守ること。今回のコロナ危機で、一貫して念頭に置いていることです。市長たるもの、「市民のために」というのは当然のことですが、今回ほど強く意識したことはありません。

新型コロナウイルス感染症は、今や世界中で猛威を振るっており、まさに人類共通の敵となっています。この未知で強大な敵が相手では、誰もが不安に苛まれてしまいます。

こうした中、私は日々自問自答していました。実は、市長には、感染防止対策に関する権能が、ほとんどありません。しかし、私は、与えられた権能の中で、できる限りの対策を、迅速に講じてきたつもりです。市議会の皆さんには、こうした思いをご理解いただいたと思います。厚く御礼申し上げます。

反面、様々な感染防止対策の影響で、市民の皆さんには、この間、我慢やご不便をおかけしてしまいました。また、保健・医療・福祉の現場の方々には、私たちの暮らしと命を必死に支えるため、今も奮闘していただいています。皆さんのご協力やご努力のおかげで、横須賀は今落ち着きを取り戻しつつあります。心より感謝申し上げます。

しかし、横須賀が元に戻ったわけではありません。さらに、秋から冬にかけては第2波が襲来するともいわれています。

今や何が起きるかわからない時代です。今後も、いかに市民の皆さんの命を守っていくか、これを最大の課題と捉え、引き続き全力で取り組みを進めてまいります。

質問 2-(1)

自粛要請は、感染の拡大を防止し、国民の生命を守るためには、何より迅速に行われる必要があったと理解しています。また、この新型コロナウイルス感染症は、終息が見えない予測不能な災害であって、国や地方自治体がすべての損失を補償することは現実的に不可能であると考えますので、補償を前提に進めることは難しいのではないのでしょうか。

次に、国と国民との関係について、法の規定によれば、感染拡大を防止し、早期の終息を目指すには、国の要請に対して、国民は可能な限り協力するよう努める責務があります。

国としては、国民の負担を軽減し協力を得られやすくなるよう、特別定額給付金や持続化給付金など、様々な支援策を講じており、補償とは必ずしも一致しませんが、支援策を講じていると考えます。

最後に、国と地方自治体の役割について、本来は国が主導して、国、県、市の役割分担を示すべきと考えますが、明確に示されないまま今日に至っています。

こうした中で、まず、我々が果たすべきは、市民の安全・安心な暮らしを守ることであると考えています。これまで、感染拡大防止のための医療機関へのフェイスシールドの提供や、市内経済を維持するために、中小企業等への家賃支援補助金を創設するなどの取り組みを実施してきました。

今後も、状況を注視して、スピード感を持って対応し、市長としての役割を果たしてまいります。

質問 3-(1)

当該事務連絡には、「1 保護の申請相談、訪問調査等における対応について」「2 保護の要否判定等における留意事項について」「3 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について」「4 医療扶助における医療券方式の取り扱いについて」「5 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について」が示されており、すべての項目について、課長や査察指導員で協議をして対応しています。

質問 3-(2)

相談体制の強化については、相談員の増員にかかる経費を6月1日の補正予算で議決いただきましたので、一刻も早く配置していきます。

ケースワーカー数については、現在も定められた標準数を満たす職員を配置していますが、今後も生活困窮者は増加が見込まれますので、推移に応じて配置し、きめ細かに対応してまいります。

様々な手法を用いて体制を構築し、引き続き取り組んでまいります。

質問3-(3)

緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染防止の観点から事務連絡の内容に配慮して対応しているところです。今後は、状況を見ながら適切に対応していきます。

質問3-(4)

これまでの広報よこすかや市のホームページでの周知に加え、SNSも活用し、より幅広い方々への周知に努めてまいります。

質問3-(5)

生活保護制度は、本来、ナショナルミニマムとして国が全額経費を負担して運用すべきものと考えていますが、現状では地方負担があり、その地方負担分については地方交付税で措置されることになっています。

横須賀市の場合、これまでのところ市の負担分は確実に算入されていますので、今後も算入の状況を注視してまいります。

質問4-(1)

教育長からお答えします。

質問4-(2)

教育長からお答えします。

質問4-(3)

教育長からお答えします。

質問5-(1)

日米間の調整のうえで公表できる情報につきましては、適切に提供されるよう国に対しこれまでも求めてまいりましたし、今後も求めてまいります。

国から情報提供があった場合は、速やかに市のホームページなどでお知らせしてまいります。

質問5-(2)

先に実施しました米海軍との情報交換の内容につきましては、市議会への情報提供、ホームページへの掲載、報道機関へも情報提供を実施しました。

なお、今後も提供可能な情報につきましては、市議会や報道機関への提供、ホームページへの掲載など適切に行ってまいります。

質問6-(1)

音楽・スポーツ・エンターテインメントは、観光立市を実現する上での1つの手段であり、中長期の視点で、こうした要素と横須賀が持つ自然や日本遺産、近代歴史を融合させて観光産業を基幹産業に成長させていくという考えに変化はありません。

これまで、さまざまな民間企業とも連携した音楽・スポーツ・エンターテインメントを活用した取組は、本市の新たな魅力となり、そして、その魅力を発信する強力なツールになりつつあると手ごたえを感じています。

そうした中、さらにこの取組を加速していこうと考えていた今年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありました。

もちろんこうした状況下においては、政策の優先順位として、まずはコロナから市民を守ること、そしてコロナの影響を受けている方々をしっかりと支援していくということを最優先に考えています。

今後、ワクチンなどによる感染予防や治療方法の見通しが立った際には、音楽・スポーツ・エンターテインメントを活用して、本市の活性化や観光産業の振興に取り組み、そうした流れの中で、税収の増加を図り、そして、住民福祉の向上につなげる好循環を生み出していきたいと考えています。

質問7-(1)

当然のことながら、横須賀をしっかりと守っていくことが、私の市長としての責務です。

閉会中（休会中）の質問に対する回答について

回答日：令和2年6月15日

回答者：教育長 新倉 聡

議会基本条例第19条第1項の規定による大村 洋子議員の質問について、同条第2項により次のとおり回答します。

【回答】

質問4-(1)

学校が再開し、子どもたちには、不安や戸惑いがありつつも、久しぶりに友達や先生に会えたことを喜び、元気に登校する様子が見られました。

小中両学校長会と協議し、休校期間中の児童生徒に、「今の生活や気持ちについて」をテーマとした作文を課題として出し、子どもの心身の状況について把握することとしました。

現在、この課題の提出を受け、各学校の各担任が児童生徒一人一人の状況を把握し対応しているところです。

また、本市では、教員が児童生徒の状況をよりよく観察できるよう、学級を半分に分けて登校する少人数での授業期間を、他市よりも長く設定しています。

今後とも、学校は家庭と連絡を取り合いながら子どもの状況把握に努めるとともに、重大案件となる前に、こども育成部などの関係機関との連携を強化します。

質問4-(2)

令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」によると教室内の座席間隔を1～2メートル確保するように示されています。現在の教室環境では2メートルの距離を確保することは難しく、それを実行するためには、学校設備の増改築が必要となることから、この通知には苦慮しています。

令和2年6月22日以降の全員登校においては、検温や手洗い、マスク着用を基本として、1メートル以上の座席間隔の確保やこまめな換気、授業時間の短縮などの対策をとってまいります。

質問 4-(3)

教職員の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に定められており、平成 23 年に小学校 1 年生について 35 人以下学級とする改正がなされ、以後中学校 3 年生まで順次改定することとしていますが、いまだ実現しておりません。

本定例議会における請願第 5 号の所見でも申し上げましたとおり、豊かな教育活動を保障するためにも、同法を改正し、計画的な教職員定数改善を推進し教職員の定数を増加させることが、学校における感染症対策や学習保障の観点からも望ましいものと考えます。

しかし、近年、教職課程を履修する学生が減少していることや、教員採用候補者選考試験の合格倍率の低下傾向が続いていることによる「質の低下」も懸念されます。

そのため、教員の増員を行うにあたっては、教員個々の教育力の水準確保が併せて望まれると考えています。